

鹿屋市暴力団排除条例に基づく暴力団排除措置等に関する協定書

鹿屋市長（以下「甲」という。）と鹿屋警察署長（以下「乙」という。）は、鹿屋市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第19号。以下「条例」という。）及びその他関係法令に基づき甲が実施する暴力団排除措置及び暴力団排除支援に関する乙との連携等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する暴力団排除措置等に関する甲と乙との連携について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）市民等 条例第2条第5号に規定する市民等をいう。
- （4）暴力団排除措置 条例第6条及び第7条に規定する措置をいう。
- （5）暴力団排除支援 条例第8条及び第9条に規定する支援をいう。
- （6）法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- （7）役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の支配力を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- （8）建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の契約をいう。
- （9）物品購入等 物品の購入、売払い、修繕若しくは製造の請負契約をいう。
- （10）業務委託等 業務の委託及び物品の賃貸借契約をいう。
- （11）市発注契約 鹿屋市が発注する建設工事等、物品購入等、業務委託等の契約をいう。
- （12）鹿屋市入札参加有資格者名簿 鹿屋市建設工事等競争入札参加有資格者名簿、鹿屋市物品調達等入札参加有資格者名簿をいう。

（暴力団排除措置の対象となる法人等）

第3条 暴力団排除措置の対象となる法人等（以下「措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
 - (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
 - (8) 市発注契約の相手方となる法人等のうち、当該契約の履行に関し、不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる法人等
- (支援・協力体制)

第4条 甲は、暴力団排除措置及び暴力団排除支援を実施するに当たっては、乙に対し、警察官の派遣その他の必要な支援又は協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の規定による支援又は協力の要請があった場合その他必要が認められる場合は、甲に対し、必要な支援又は協力を行うものとする。

(暴力団排除措置に係る照会及び回答)

第5条 甲は、条例第6条の規定による措置を講ずる場合において、甲の事務及び事業の対象となる者（以下「事務の相手方」という。）が、措置対象法人等であるか否かについて乙に照会するときは、様式1により行うものとする。

- 2 甲は、条例第7条の規定による措置を講ずる場合において、公の施設の使用が、暴力団を利することとなるか否かについて乙に照会するときは、様式2により行うものとする。

- 3 乙は、第1項の規定による照会については様式3により、第2項の規定による照会については様式4により、速やかに甲に回答するものとする。

(不当介入に関する報告への対応等)

第6条 甲は、市発注契約の相手方となる法人等から、当該契約の履行に関し、妨害（不法な行為等で、当該契約の履行の障害となるものをいう。以下同じ。）、不当要求（正当な権利若しくは利益がないにもかかわらず金銭の給付等一定の行為の要求又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）などの不当介入を受けた旨の報告があった場合は、様式5により、当該情報を乙に提供するものとする。

- 2 乙は、市発注契約の相手方となる法人等が、当該契約の履行に関し、妨害、不当要求などの不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知したときは、様式6により、その旨を甲に通報するものとする。

(暴力団排除措置に係る情報の提供等)

第7条 甲は、次に掲げる情報その他暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、様式5により、当該情報を乙に提供するものとする。

(1) 暴力団排除活動に取り組んだこと等により危害を加えられるおそれがあるなど、暴力団員等による被害に関する市民等からの相談により知った情報

(2) その他暴力団排除に関する市民等からの相談により知った情報

2 乙は、甲が講ずる暴力団排除措置に資するため、鹿屋市入札参加有資格者名簿のいずれかに登載された法人等が措置対象法人等であると確認したとき又は公の施設の使用が暴力団を利用することとなると認めるときは、様式6により、その旨を甲に通報するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づき取得した個人情報について、適正に管理するとともに、この協定に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

(公営企業の事務及び事業への適用)

第9条 鹿屋市の公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）が暴力団排除措置等を実施するにあたっては、この協定書の規定中「鹿屋市長」とあるのは「公営企業管理者」と、「市発注契約」とあるのは「公営企業発注契約」と、「鹿屋市が発注する」とあるのは「公営企業が発注する」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この協定は、平成27年5月1日から効力を発する。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成27年5月1日

甲 住 所 鹿屋市共栄町20番1号
氏 名 鹿屋市長

乙 住 所 鹿屋市寿3-8-30
氏 名 鹿屋警察署長